

## 白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマークの使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白石川堤一目千本桜植樹100周年を記念し作成した「白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」について、大河原町の魅力を発信するための広告や宣伝、各種イベント等において使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図に定めるとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、町に属する。

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークは、営利目的又は公益目的（非営利）にかかわらず、町の魅力向上や活性化に資する場合において使用することができる。

2 ロゴマークを使用できる期間は、令和5年3月8日から令和6年3月22日までとする。

(使用の制限)

第5条 町長は、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 町の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがある場合。
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合。
- (3) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用する場合。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは縮尺のみを変更可能とし、デザイン、色及び文字等は変更して使用しないこと。
- (2) 前号の規定において、町が行う事業による使用についてはこの限りではない。
- (3) ロゴマークについて、商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用の申請)

第7条 営利目的でロゴマークを使用する者は、ロゴマークを使用する日の前日までに、白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマーク使用届出書（営利目的用）（別記様式）に具体的な使用方法が確認できる書類又は写真等を添えて、町長へ提出しなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(努力義務)

第9条 使用者は、第5条各号に規定する事項に反しない上で、SNS等あらゆる媒体を使って白石川堤一目千本桜植樹100周年をPRするよう努めるものとする。

(違反に対する取扱い)

第10条 町長は、使用者がこの要綱の規定に違反したときは、その使用の差止めの支給又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 町長は前項の規定により請求等を行った者に対して、ロゴマークを使用している物件等（以下「使用物件等」という。）の回収を求めることができる。

(町の責任)

第11条 前条の規定によるもののほかロゴマークの使用に関し、使用者に損害が生じた場合であっても、町はその責めを負わない。

(使用の禁止)

第12条 町の都合により、町はいつでも本件ロゴマークの使用を禁止することができる。

この場合において、使用者が被った損害又は損失について、町は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年3月10日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第2条関係）

白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマーク（カラー）



白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマーク（モノクロ・2色）



白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマーク（モノクロ）



別記様式（第7条関係）

年 月 日

白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマーク使用届出書（営利目的用）

大河原町長 様

申請者 住 所  
団体名  
氏名（代表者名）

（署名又は記名押印）

下記の使用対象物件において、白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマークを使用したいので、白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマーク使用要綱第7条の規定により、届出します。なお、使用に際しては、白石川堤一目千本桜植樹100周年記念ロゴマークの使用要綱を遵守します。

記

使用対象物件	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
担当者連絡先 (所属・氏名・電話番号等)	
添付書類 <input type="checkbox"/> 使用方法が確認できる書類（レイアウト、スケッチ、現行等） <input type="checkbox"/> その他（ )	

町 記 載 欄	受領番号：	担当者印	受付印
	上記記載のとおり、届出について受領いたしました。		